

令和7年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：水産庁漁政部加工流通課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		<品名> たらのすり身（冷凍）								
改正要望の内容		☐ 改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第2条第1項 ☐ 具体的な内容 「令和7年3月31日まで」とされているものを1年延長する。								
税 番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			W T O 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
0304.94	010	すけそうだらのすり身	10%	4.2%	－	10%	4.2%	－	6%	IQ 品目
0304.95	110	たらのすり身								
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		☐ 施行期日 令和7年4月1日 ☐ 適用期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		① 現状 ウルグアイ・ラウンドにおける関係各国との交渉の結果、本品目については譲許税率の引き下げは行わず、暫定税率を導入し実行税率を4.2%とすることで合意した。本品目の主原料であるすけそうだら及びたらは我が国の沿岸・沖合漁業の主要水産物であり、国内生産量は近年低調に推移している。 ② 問題点 本暫定税率が延長されない場合、ウルグアイ・ラウンドにおける関係各国との合意の履行が困難となり、我が国の国際的な信頼が維持されなくなる。								
改正の必要性和目的達成の見通し		① 改正の方向性 国際交渉等の議論の状況によっては協定税率までの引き上げが可能となるよう、税率を設定する必要がある。上記の合意内容を履行し我が国の国際的な信頼度を維持するために、関税暫定措置法の改正により、現行暫定税率を維持する。 ② 改正目的達成予定時期 新たなWTO交渉等により、ウルグアイ・ラウンド交渉の合意内容の履行が不要となるまでは、現行の暫定税率を維持する必要がある。								
改正の効果と妥当性		① 改正によって期待される効果 WTO加盟国として交渉結果を履行し、我が国の国際的な信頼度を維持する。 [令和5年度（R5.4～R6.3）における適用実績（「減税額」は試算値）] ・ 輸入実績：1,148 百トン、407 億円								

	・ 減税額：40,651 百万円 × (譲許税率 6 %－暫定税率 4.2%) ＝732 百万円 ② 改正によって生じうる影響 なし。 ③ 改正の妥当性 本改正はウルグアイ・ラウンドにおける関係各国との合意内容を履行し、我が国の国際的な信頼度を維持するための改正であること、国際交渉等の議論の状況によっては協定税率までの引き上げが可能となるよう、税率を設定する必要があることから、本措置の延長が妥当である。
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 — ② 当該政策評価の結果と改正の関係 — ③ 政府方針と改正の関係 水産基本法第 2 条第 3 項において、水産物の安定供給の確保については、「水産資源の持続的な利用を確保しつつ、我が国の漁業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入とを適切に組み合わせて行わなければならない」とされている。本改正により、WTO 加盟国として交渉結果を履行することは、水産物の適切な輸入に資する。 ④ 関連措置 【水産物の安定供給の確保】 国民に対して水産物を安定的に供給するため、国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理を推進するとともに、漁業操業・養殖事業の効率化や消費者等からの多様なニーズに対応するための体制の整備等といった漁業者等による取組を促進するため、必要な措置を講ずる。

○ 改正経緯

これまでの改正状況	たらのすり身（冷凍）の暫定税率は、平成 7 年度より導入され、平成 11 年度に現行税率とされて以来、現在まで延長されている。
措置による効果	ウルグアイ・ラウンド交渉結果の適切な履行。